

## 【議案3】 法人登記について

今年度は **法人登記について最終の議決** をいただきます。

### 1. 一般社団法人 東京大地会 定款の骨子

#### ① 法人構成

- 最高意思決定機関
  - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、会員から選出された社員による **社員総会が最高意思決定機関** となります。
  - 従来型の **会員総会と社員総会を同時開催** いたします。議案について、会員総会出席者の過半数の賛成で承認とし、社員総会に付議します。社員総会出席者の過半数の賛成で議決とします。※会員総会承認事項を社員総会で追認する形式となります。
- 業務執行機関
  - 法律に基づき、社員から選出された理事による **理事会が業務を執行** します。
  - 従来型の **役員会（幹事会）と理事会を同時開催** いたします。議案について、幹事会出席者の過半数の賛成で承認とし、理事会に付議します。理事会出席者の過半数の賛成で議決とします。※幹事会承認事項を理事会で追認する形式となります。

会員総会					従来の運営体制
社員総会					
会員	社員	役員会			新設の体制
		サポーター 顧問・参与	幹事会		
			幹事	理事会	
				会長・副会長 事務局長 監事・幹事	

#### ② 設立時社員

- 理事会を設置するため、**4名以上の設立時社員（理事 3名以上、監事 1名以上）** が必要となります。以下の役員を登録する予定です。
  - 代表理事 井上 主勇 (60期)
  - 理事 梅本 みどり(55期)、中山 和大 (58期)、高野 元宏 (60期)
  - 監事 成瀬 丈史 (57期)

#### ③ 役員（理事）体制

- 法人登記後、設立時社員による社員総会にて社員、役員（理事）を選任し、2024年6月まで、暫定体制として法人の運営を行います。
- 2024年6月の会員総会にて、改めて社員、役員（理事）について正式承認を得ることといたします。なお、役員（理事）は無報酬といたします。

#### ④ 事業年度：4月1日～3月31日に変更します。

- 2023年9月に法人登記を行います。最初の事業年度は2024年3月までの7か月間となります。会員総会・社員総会は従来通り、6月の第1土曜日の開催とします。

## ⑤ 会員と社員について

- **正会員**：新規会員登録希望者が名簿に登録することで正会員とします。
  - 5年以上連続して会費の納入がなく、連絡が取れない場合は会員資格を喪失します。
- **賛助会員** の新設：納入金は寄付（非課税）またはスポンサー料（課税）と位置付けます。
- 当面は、**社員＝役員会メンバー** とし、将来は学年代表幹事などを加える予定です。

## 2. 定款決定、登記までのプロセスについて

上記の骨子を定款案としてまとめ、以下の意思決定プロセスを経て登記を行います。

### ① 定款案の書式作成

- 役員会に一任とさせていただきます。

### ② 内容の確認

- 公式サイトを通じて大地会会員よりパブリックコメントを募集・見直しの検討を行い、専門家のチェックを実施いたします。

### ③ 法人登記

- 最終案について公式サイトで意見を求めたのち、東京大地会・幹事会の承認をもって法人登記を実施いたします。

## 3. 移行措置

### ① 会員の移行

- 現在の東京大地会に会員登録されている方は、自動的に法人の正会員といたします。

### ② 現東京大地会（任意団体）の移行

- 学年幹事による懇親会実施団体とし存続させ、規約を変更いたします。

### ③ 繰越金の移行

- 懇親会開催に必要な現金相当分を、会運営会計から懇親会会計に移管します。
- 会運営会計および寄付金会計の繰越金を法人に寄付する形で移行します。
- 懇親会会計の繰越金はそのまま任意団体に残し、学年幹事による管理対象とします。

## 4. 関連費用

以下の支出を予定しています。

設立費用		年間費用	
項目	見積金額	項目	見積金額
定款認証・謄本取得	52,000円	バーチャルオフィス家賃	6,000円
登録免許税	60,000円	税理士費用（税務申告書類）	15,000円
法人印作成	約 15,000円	法人住民税（均等割）	70,000円
登記簿謄本・印鑑証明書取得	2,100円		
バーチャルオフィス初期費	5,000円		
合計	約 134,100円	合計	91,000円

2023年9月に新たに一般社団法人東京大地会としてスタートいたします。